

平成25年度

大東市水道事業会計
資金不足比率審査意見書

大東市監査委員

大東監第63号

平成26年7月22日

大東市長 東坂浩一様

大東市監査委員

乗本良一

岩淵弘

平成25年度水道事業会計資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により審査に付された、平成25年度大東市水道事業会計資金不足比率に対する審査結果の意見を、次のとおり提出します。

平成25年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された水道事業会計の下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	平成25年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

(注) 「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 是正改善を要する事項等

特に指摘すべき事項はない。

※ 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額の事業の規模に対する比率

- ・ 資金不足額：資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額

印刷物番号

26-27